

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度 飛鳥・藤原地域における持続可能な観光地域づくり推進業務

2 委託業務の目的

令和8年夏頃の世界遺産登録を目指している『飛鳥・藤原の宮都』において、世界遺産登録を契機に国内外から多くの観光客が来訪されることが予想される。このため、地域資源を最大限活用した持続可能な観光地としてのブランドを確立することで、観光客の過度な集中を抑制するための取組を推進し、景観・自然・生活環境との調和・共生が図られた観光地とすることを目的とする。

3 委託金額

20,000,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年2月6日（金）まで

5 委託業務の内容

飛鳥・藤原地域がデスティネーションとして国内外で広く認知されるよう、来訪する観光客に対して、世界遺産エリアとしてのブランド価値とともに、明日香法で厳しく守られてきた歴史的・里山的な景観・自然・生活環境等との調和・共生されてきた魅力と価値を国内外に発信するためのプロモーション等を地域とともに行う。

(1) 飛鳥・藤原地域のブランディング及びブランドブック作成

飛鳥・藤原地域のポテンシャルを最大限に引き出し、魅力と価値（普遍的価値、提供価値、付加価値等）を高めるためのブランディングとともに、地域の歴史・文化・生活・自然等の魅力と価値を明確化し、国内外に対し統一されたイメージを発信・浸透させるツールとなるブランドブックを作成する。

(留意事項)

- ① ブランディング及びブランドブック作成にあたっては、「飛鳥・藤原の宮都」における構成資産の所在地の市村を基本とするが、ストーリー・連続性等を鑑みて、近隣市町村の地域資源を含むことも可とする。
- ② ブランディング及びブランドブック作成にあたっては、飛鳥・藤原地域の歴史・文化・生活・自然等の魅力と価値を具現化する写真やキャッチコピー、メッセージ等を企画・制作すること。
- ③ ブランディング及びブランドブック作成にあたっては、観光客の誘客等に関し

て知見のある有識者を選定し、その監修を受けること。

- ④ ブランディング及びブランドブック作成にあたっては、地域との協業関係を構築するとともに、実施踏査と地域ヒアリングを合わせて6回以上行い、飛鳥・藤原地域の歴史・文化・生活・自然等の魅力と価値を反映すること。
- ⑤ ブランドブックの作成にあたっては、下記（3）の業務で得たマーケットの意見等を反映すること。
- ⑥ ブランドブックの作成にあたっては、国内外での商談において活用することを念頭に、日本語版及び英語版を作成すること。
- ⑦ ブランドブックの作成は、製本及びデジタルブックにも対応するものとする。

（2） モニターツアーの実施

上記（1）の業務の実施にあたり、マーケットインの視点を反映させるため、モニターツアーを行う。

（留意事項）

- ① 令和7年10月から令和8年1月の期間で3回以上実施すること。
- ② モニターツアーの対象者については、マーケットのニーズを踏まえた意見等を聴取できる者とする。
- ③ それぞれのモニターツアーの実施にあたっては、企画ごとに実施内容を県と協議すること。

（3） 飛鳥・藤原地域のプロモーションの実施

上記（1）の業務の実施にあたり、マーケットに訴求するものとなり得るかを確認するため、ブランドブックの試作品を活用して試行的プロモーションを行うこと。また、その際は、マナー向上に関する意識醸成や公共交通等による飛鳥・藤原地域への誘客を意識すること。

（留意事項）

- ① 令和7年10月から令和8年1月の期間で2回以上のプロモーションを実施することとし、そのうち半分以上はインバウンドとすること。
- ② それぞれのプロモーションの実施にあたっては、企画ごとに実施内容を県と協議すること。

（4） 域内周遊のための実証実験の実施

飛鳥・藤原地域の主要観光スポットまでの自動車流入を抑制するための実証実験を行う。また、その際は、今後、飛鳥・藤原地域の域内周遊が促進できるような体制整備も構築すること。

(留意事項)

- ① 実証実験については、飛鳥・藤原地域で周遊・滞在する観光客の動線を考慮し、利便性の向上や滞在期間の延伸に資するものとする。
- ② 令和7年9月から令和8年1月の期間で2ヶ月以上、実証実験を行うこと。
- ③ 業務の実施にあたっては、運行上の安全及びリスク等に関する対策を行うこと。
- ④ 実証実験の結果を踏まえ、観光コンテンツとしてマネタイズできる仕組みについての企画・提案を行うこと。

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- (2) 受託者は、業務の達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。
 - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ③ 物品等の運送、保管の類
 - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
 - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 前項の場合において、受託者は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

7 権利関係

- (1) 受託者は、委託業務により作成される成果物の著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、委託業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- (3) 受託者は、県の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。これは、委託業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 その他

- ・上記5(1)～(4)の業務の実施にあたっては、別途、県が委託している「令和7年度 奈良県観光地域づくりマーケティング業務」の受託者と連携すること。
- ・委託業務に関わる責任者及び担当者については、委託業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ・業務実施に係る費用及び各種データの収集に要する費用は委託費に含む。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上、決定すること。
- ・受託者は必要に応じて、委託者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこと。
- ・委託業務により収入が生じた場合は、事業実施に必要な経費(事業経費)に充当する。事業経費から、収入金額を差し引いた額が、当初の契約金額を下回った場合は、その額を委託料とする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては委託業務に含まれるものとする。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。